

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行(当たる翌日が休日には、
その日は、
当たる翌日)

- 一 開催場所 東伯郡赤崎町松谷 鳥取県種畜場
 二 開催期間 昭和五十三年一月二十三日から同年二月三日まで
 三 講習の対象となる家畜の種類 牛

- ◇告示 家畜人工授精講習会の開催
 保安林の指定の解除
 土地改良事業計画の適否の決定
 土地収用法による土地の立入り
 建築基準法による道路の位置の指定の取消し

- 四 受講手続 鳥取県家畜人工授精講習会規程別記第一号様式による受講願書(二部)に同規程第六条各号に掲げる書類(各一部)を添えて、昭和五十二年十二月六日までに所轄の家畜保健衛生所に提出すること。
 五 その他 1 講習会終了後に修業試験を実施する。
 2 その他詳細については、所轄の家畜保健衛生所に照会すること。

鳥取県告示第八百六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十二年十一月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項第二号の規定による家畜人工授精講習会を次のとおり開催するので、鳥取県家畜人工授精講習会規程(昭和二十六年十月鳥取県告示第四百七十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十二年十一月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除に係る保安林の所在場所
 鳥取市湖山町北六丁目三四〇から三四一
 二 保安林として指定された目的
 飛砂の防備

三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第八百七十一号

昭和五十二年九月五日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良（北野地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十一月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十一月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十二条第一項ただし書

の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条

第四項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一起業者の名称

建設大臣

二 事業の種類

一級河川千代川改修事業

三 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡用瀬町鷹狩字和奈見、字中祖、字隅田下タ、字隅田、字走り出下タ、字走り出、字下タ弁才天、字弁才天、字渡り上り、字火打岩、字天王、字浜河戸及び字野々内地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十二年十一月一日から昭和五十三年一月三十一日まで

鳥取県告示第八百七十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置の指定を昭和五十二年十月二十一日次のとおり取り消したので、鳥取県建築基準法施行細則（昭和四十八年五月鳥取県規則第三十四号）第九条第二項の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十二年十一月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

申 請 人 の 姓 名 及 び 住 所	取 り 消 し た 場 所	道 路 の 幅 員 及 び 延 長
鳥取市永楽温泉町五〇五	鳥取市湖山町西三丁目二二二の一部、二二三	幅員 五・八〇~一三・〇〇メートル
株式会社内湯観光ホテル	の一部、二三三一一の一部、二三三一一の一	延長 三五五・三〇メートル
代表取締役社長谷口晃一	部	